合

計

	特定外国子会社等の課税対象留保金額に係	z	垃
1	除対象外国法人税額及び課税済留保金額の	損	金
•	算入額等の計算に関する明細書		

事業年度 又は連結 事業年度 法人名 別表十七二の二

四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

技定以国子会社等の理税対象四保全額に依ろ物院対象以同注上税額以上は別理税対象の保全額に依ろ個別物院対象以同注上税額の計算													
I 特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象留保金額に係る個別控除対象外国法人税額の計算													
特定外国子会社等の	名 称	1			対象留保金額	保金額又は個別課 頁(別表十七(二)「40	柷 10						
本主務在国名又は地方を所	也域名	2			(6)	$\times \frac{(10)}{(8)+(9)}$	11						
又るの は事所 在	地	3			(10) と (11) の	ううち少ない金	額 12						
事業年	度	4				又は減額前の事業年度 吉事業年度の(12)の金額	汉 額 13						
外超	目	5			は連絡 (12) ≧場 (12) 場 (12) 場 (13) 場 (13) 場 (13) 場 (14) 場 (15) 場 (1	(13) (12) — (13) 14						
法外国法人和	党 額	6			(12) < (12) < の場	(13) (13) — (12) 15						
税 は連結事業年度の(6)	の金額	7			国法人税額又	金額に係る控除対象 は個別課税対象留保	金 16	(円)				
適用対象留保金額の計算上控 る配当等の額及び適用対象留 (別表十七(二)「34」+「3	/保金額	8			((1	控除対象外国法人税 2) 又は(14)) 	.領	,	ш				
他の特定外国子会社等受けた控除対象配当等	い い い り の 額	9			人税額又は個別	なされる控除対象外国 別控除対象外国法人税 +(39の計)	2額 17	(円)				
Ⅱ 特定外国子会社等に係る課税済留保金額又は個別課税済留保金額の損金算入額の計算													
基 準 事 業 年	度	18			持分	対 26) × (20)	額 27						
 適用事業年度又は適用連結事	業年度	19	•		(27) のうち基準 留保金額又は個	事業年度に係る課税対 駅/課税対象留保金額の	l象 計 28						
 請求権勘案保有株式等の保有割	合 (%)	20	<u> </u>	-	算上控除される (27) のうち既(5金額 に損金算入された金	類 29						
適用事業年度又は適用連結事業期間内に支払った配当等の額の		21			課税済	配当等の	額 30						
適用事業年度又は適用連結事業の日後に支払った配当等の額の	E度終了	22			. ,	- (28) - (29) こ係る課税済配当等の	額 31						
適用事業年度又は適用連結事業年 の日前に支払った配当等の額の合	F度開始 合計額	23		-	課税済間	接配当等の	額 32						
計 (21) + (22) + (23)		24			(別表十七(二の三)「15」) 計 (30) + (31) + (32)								
(24)のうち基準事業年度に係対象留保金額の計算上控除さ	る適用 れる配	25			前10年以内の課税済留保金額又は個別課税済留保金額(36の計)								
当等の額 (24)が(25)を超える場合のその	超過額	26			は個別課税済留保金額(36の計) 損 金 算 入 額 (33)と(34)のうち少ない金額)			(円)				
	留保金	:額及び個	国別課税済留保金額 1987年 - 1987年 -	i並び(└ 小国法人税					
			又は当期発生額	当		空除額	翌		乗 越 額				
事業年度又は	課税済	留保金額	頁 控除対象外国法人	課税	済留保金額	控除対象外国法人税額又は個別控除対象	課税済	f留保金額 別課税済	控除対象外国法人 税額又は個別控除				
連結事業年度	又は個 留保金額		育 税額又は個別控除 対象外国法人税額			外国法人税額 (37) × (38) (36)	留保金		対象外国法人税額 (37) — (39)				
		36	37		38	39		40	41				
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
: :													
· :													
当 期 分													
会 計			+										

別表十七(二の二)の記載の仕方

- 特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る控除対象外国法人
- 行正外国丁芸社寺の課代対象留保金額に係る程序対象外国法人税額 が額又は個別課税対象留保金額に係る個別控除対象外国法人税額 の計算 (1) この明細書の I は、内国法人が措置法第66条の 7 第 1 項 《特定 外国子会社等の課税対象留保金額に係る外国法人税額の控除》 の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第 1 項 《連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象配限 (連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象配置と (2.2.4 回法人 対策の控除》)の規定の海里を受ける場合と記載 ○ ※全型は八に成る付定外国士云仁等の個別課税対象留保金額 に係る外国法人税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載 します。

- に係る外国法人税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。連結法人については、適用を受ける各連結法人にかかっては、適用を受ける各連結法人にかかっては、適用を受ける各連結法人にかかっては、適用を受ける各連結法人のかっては、の明中に記載額を記載するものにあっては、「課税対象留保金額を保係る控除対象外国法人税額に」及び「減額されたとみなかからとのといる。各欄中金額を記載したのにあっては、「課税対象留保金額と係る控除対象外国法人税額16」及び「減額されたとみなかからで担訴分別を除するため、17年間では、18年間では
- 又は第39余の118第5 頃の規定により減額控除対象外国法人税額の計算をするときに記載します。

 デースのでは、1 日前に開始した事業年度において措置法第66条の7第1項の規定の適用を受けた課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額が同日以後に開始した事業年度又は平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度において増額又は減額した場合の計算にあっては、「(10)と(11)のうち少ない金額12」の欄には「11」の金額を、「(12)<(13)の場合(13)-(12)15」の欄には

「13」× $\frac{\lceil 7 \rfloor - \lceil 6 \rfloor}{\lceil 7 \rfloor}$ の金額をそれぞれ記載します。

「課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象留保金額に係る個別控除対象外国法人税額16」及び「減額されたとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国 法人税額17」のかっこ内には、その本書の金額の円換算額を記載

- れたとかなされる定体内の水の下凹に入れた地へへには、人税額17」のかっこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。

 2 特定外国子会社等に係る課税済留保金額又は個別課税済留保金額の損金算入額の計算
 (1) この明細書のIIは、内国法人が措置法第66条の8第1項(特定 外国子会社等に係る課税済留保金額の損金算入》又は連結法人が同法第68条の92第1項(連結法人に係る特定外国子会社等に係る個別課税済留保金額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
 (2) 各欄中金額を記載するものにあっては、「損金算入額35」のかっこ書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
 (3) 「基準事業年度18」には、「21」から「23」までの剰余金の配当等の支払いに係る基準日の属する特定外国子会社等の事業年度を記載します。
 (4) 「適用事業年度18」には、「21」から「23」までの剰余金の配当等の支払いに係る基準日の属する特定外国子会社等の事業年度を記載します。)又は連結法人の連結事業年度(以下「適用事業年度」といいます。)を記載します。
 (5) 「禁むな無事業年度は対策の保有割合(%)20」には、「18」の事
- 理結事業平度(以下「適用連結事業平度」といいます。)を記載します。) 「請求権勘案保有株式等の保有割合(%)20」には、「18」の事業年度終了の時における措置法令第39条の19第2項第1号又は第39条の119第2項第1号(課税済配当等の額の計算)に規定する割合を記載します。) 「適用事業年度又は適用連結事業年度の期間内に支払った配当等の額の合計額21」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度の期間内に支払った配当等の額の合計額21」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度の期間内に表えるに限りまれて保るも、無限の事業年度の期間内にあるものに限りませたに係る其準日本が「18」の事業任度の期間内にあるものに限りませたに係る其準日本が「18」の事業任度の期間内にあるものに限りませたに係る其準日本が「18」の事業任度の期間内にあるものに限り

- 適用連結事業年度の期間内に支払った剰余金の配当等の額(その支払に係る基準日が「18」の事業年度の期間内にあるものに限ります。)の合計額を記載します。
 「適用事業年度又は適用連結事業年度終了の日後に支払った配当等の額の合計額22」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度の期間内にある者に限ります。)の合計額を記載します。

 ③ 適用事業年度又は適用連結事業年度の期間内にある者に限ります。)の合計額を記載します。

 ③ 適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前に支払った配当等の額の合計額23」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前に支払った配当等の額の合計額23」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前に支払った配当等の額の合計額23」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前に支払った利金の配当等の額にその支払に係る基準日が「18」の事業年度の期間内にあるものに限ります。)の合計額を記載します。

 本お、当該合計額は、次のいずれかに該当する事業年度又は連結事業年度において記載します。

- 内国法人又は連結法人のその事業年度又は連結事業年度が
- イ 内国法人又は連結法人のその事業年度又は連結事業年度が「21」又は「22」に記載すべき金額がある事業年度又は連結事業年度であること。
 ロ 内国法人又は連結法人のその事業年度又は連結事業年度が「18」の事業年度終了の日から6月を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度であること。
 (24)のうち基準事業年度に係る適用対象留保金額の計算上控除される配当等の額25」には、特定外国子会社等の「18」の事業年度に係る別表十七(二)の「31」-「32」+「33」の金額と同表の「34」の金額のうち少ない金額を記載します。ただし会措置法第66条の6第3項又は第68条の90第3項(特定外国子会社等の事業従事者の人件費の控除》の規定の適用がある場合には、同表額で131」-「32」+「33」-「11」の金額と同表の「34」の金額のうち少ない金額を記載します。(27)のうち基準事業年度に係る課税対象留保金額の計算上控除される金額28」には、特定外国子会社等の「18」の事業年度に係る課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額の計算上控除される金額28」には、特定外国子会社等の「18」の事業年度に係る別表十七(二)の「37」の金額を記載します。
- 載します。 「27のうち既に損金算入された金額29」には、その事業年度 1) 「②7) のうち既に損金算入された金額29」には、その事業年度 又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において「27」 の金額につき租税特別措置法第66条の8第1項又は第68条の92 第1項の規定により損金の額に算入した金額がある場合に、その 損金の額に算入した事業年度又は連結事業年度の「30」の金額と 「35」の金額のうち少ない金額を記載します。 ②1 「みなし配当等に係る課稅済配当等の額31」には、措置法令第 39条の19第2項第2号又は第39条の119第2項第2号に定めるる 額(当該金額のうち別表十七(二)「38」に記載された金額があるる場合には、その記載された金額を控除した後の金額)を記載します。この場合において、当該金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。 ③1 「損金算入額35」のかっこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。

- 33 「損金算入額35」のかっこ内には、その本書の電額の円換昇報を記載します。前10年以内の課税済留保金額及び個別課税済留保金額並びに既こ外国税額の控除の対象とした外国法人税額に関する明細
 1) この明報書のIIIは、内国法人が措置法第66条の7第1項若しくは第66条の8第1項(特定外国子会社等に係る課稅済留保金額の損金算入)の規定の適用を受ける場合に係る個別課稅済留保金額の損金算入)の規定の適用を受ける場合に記載します。
 2) 各欄中金額を記載するものにあっては、特定外国子会社等のより書記載します。
 2) 各欄中金額を記載するものにあっては、特定外国子会社等のより書記載します。
 2) 計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額に当事での指は、前期の行資期繰越額及び当期発生額」の「計」までの金額に当前規入が当期発生額」の「計」までの金額とい。「型期繰越額及び当期発生額」の「計」までの金額と前期の行資留保金額36」の「当期分」には別表十七(二)の「40」の金額を移記します。
 4) 「当期控除額」の「課稅済留保金額又は個別課稅済留保金額35」には、措置法第66条の8第1項又は第68条の92第1項の規定とより損金の額に算入された金額のうち、「32」の金額に達するの金額を記載します。「課稅済留保金額又は個別課稅済留保金額36」は次に掲げる事業で度と以は連結事業年度にあっては、それぞれ次により記載して、それぞれ次により記載して、それぞれ次により記載して、それぞれ次により記載します。

- 業年度又は連結事業年度にあっては、それぞれ次により記載して

- します。 内国法人が措置法第66条の9の3第1項《特定外国信託の課税 対象留保金額に係る外国税額の控除》者しくは第66条の9の4年は 1項《特定外国信託に係る課税済留保金額の損金算入》若しく 措置法令第39条の20の5第12項《減額されたものとみなされる外 国法人税の額》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第 68条の93の3第1項(連結法人に係る特定外国信託の個別課稅 58留保金額に係る外国稅額の控除》若しくは第68条の93の4第1 項《連結法人に係る特定外国信託に係る個別課稅済留保金額の 項《連結法人に係る特定外国信託に係る個別課稅済留保金額の 資。 12項《減額されたものと みなされる外国法人稅の額》の規定の適用を受ける場合には、この 明細書に所要の調整をして記載してください。